



## 建設業許可を受けた後の注意 (裏面もご覧ください)

### ☆ 許可通知書の保管

今回お送りした「許可通知書」は、申請書の控えと一緒に**大切に保管**してください。

「許可通知書」を紛失しても、再発行を申請することはできません。紛失してしまった場合は、「許可証明書」の発行（手数料：1通につき500円）をご利用ください。

### ☆ 許可更新申請 (建設業法第3条 建設業法施行規則第5条)

「許可通知書」の有効期間満了日以降も引き続いて建設業許可を受けようとする場合は、“有効期間満了日の30日前”までに許可の更新申請を行う必要があります。

更新申請の提出先 ⇒ 主たる営業所を管轄する土木事務所

提出書類 ⇒ 「建設業許可申請の手引き」をご覧ください。

様式のダウンロード ⇒ [www.pref.nara.jp/43675.htm](http://www.pref.nara.jp/43675.htm)

◎更新申請をするためには、「決算変更届」を毎年提出していることが必要です。

### ☆ 各種変更届の提出について (建設業法第11条)

許可情報に変更があった場合、変更届の提出が必要となります。

変更届の提出先 ⇒ 主たる営業所を管轄する土木事務所

提出書類 ⇒ 「建設業許可申請の手引き」をご覧ください。

変 更 事 由	提出期限
・ 経營業務の管理責任者の変更、またはその氏名の変更	事実が発生したときから <b>2週間以内</b>
・ 営業所技術者等の変更、またはその氏名の変更	
・ 令3条の使用人（支配人・営業所長等）の変更	
・ 経營業務の管理責任者または営業所技術者等が欠けた場合	
・ 欠格要件に該当したとき	
・ 健康保険等の加入状況に変更があったとき	
・ 商号または名称を変更したとき	事実が発生したときから <b>30日以内</b>
・ 営業所の所在地、電話番号、郵便番号を変更したとき	
・ 従たる営業所の新設・廃止、または業種の変更をしたとき	
・ 資本金額（出資総額）の変更をしたとき	
・ 役員等の変更をしたとき	
・ 個人の事業主、法人の役員等、令3条使用人（支配人・営業所長等）の氏名の変更をしたとき	
・ 使用人数に変更があったとき	決算変更届と同時 事業年度終了後 <b>4か月以内</b>
・ 定款を変更したとき	
・ 毎事業年度を経過したとき【 <b>決算変更届</b> 】	
<b>※この届を提出しなかった場合は、更新申請ができません。</b>	

### ☆ 建設業を廃止する場合 (建設業法第12条)

「廃業届」の提出が必要です。

廃業後30日以内に土木事務所へ届出を行ってください。

裏面へつづく

## ☆ 標識の掲出について (建設業法第40条)

営業所及び施工現場には、建設業法に定められた「**標識**」を掲げる義務があります。  
 営業所用(下の例示を参考にしてください)と現場用は様式大きさともに異なりますので、「建設業許可申請の手引き」等を参考に適切に掲出してください。

◎建設業法で定められた【営業所】に掲げる標識

建設業の許可票				
縦 35 cm 以 上	商号又は名称	〇〇建設(株)		
	代表者の氏名	〇〇 × ×		
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
	(記載例) 一般建設業	土木工事業	奈良県知事許可(般-2) 第00000号	令和2年4月3日
	この店舗で営業している建設業	土木工事業		
	・標識については、公衆の見やすい場所(室内でも室外でも可)に掲げなければなりません。 ・標識の材質については、特に定めはありません。			
横 40 cm 以上				

## ☆ 建設業者が守らなければならないこと (建設業法等関係法令の遵守)

許可を受けた建設業者は、建設業法等関係法令を遵守する義務があります。以下に代表的な項目(すべてではありません)を列挙します。詳細については、建設業法等関係法令をご確認ください。

「知らなかった」ではすまされないことばかりですのでご注意ください。

- ・適正な契約締結義務(建設業法第19条により契約内容を書面に記して取り交わす)
- ・営業所技術者等の営業所専任義務(建設業法第7条)
- ・施工体制台帳及び施工体系図の作成  
 ※民間工事については、「**監理技術者の配置が必要となる工事**」、公共工事については、「**下請契約を締結するすべての工事**」について必要です(建設業法第24条の8、入札契約適正化法第15条)
- ・工事現場への技術者の配置(建設業法第26条)
- ・一括下請負(丸投げ)の禁止(建設業法第22条)

## ☆ 監督処分 (建設業法第28条、第29条、第41条)

建設業法に違反している事実が判明した場合は、監督処分を受けることになります。奈良県知事が定める監督処分基準に基づき、勧告、指示処分、営業停止、許可の取消処分が行われることがありますので、違反のないようご注意ください。

監督処分基準は [www.pref.nara.jp/12115.htm](http://www.pref.nara.jp/12115.htm) でご確認ください。

### ◎ 建設業許可等に関する情報

建設業許可等、建設業に関わる情報提供を行っています。情報は随時更新をしますので建設産業課のホームページでご確認ください。

建設産業課ホームページ [www.pref.nara.jp/4143.htm](http://www.pref.nara.jp/4143.htm)